

児童扶養手当制度が 8月から改正になります

母子家庭に支給されている児童扶養手当制度が本年8月から改正になります。現在、受給者の収入に応じて、手当額が二段階（全部支給が月額四万二千三百七十円、一部支給が月額二万八千三百五十円）になっていますが今後は、全部支給と一部支給の所得の範囲が変わり、一部支給の手当額については所得に応じて、きめ細かく定められることとなります。現在、都道府県で行なっている児童扶養手当の支給事務は、市は市で、福祉事務所が設置してある町村の区



子どもらの未来のためにも児童扶養手当制度は大切です。

改正の理由を教えてください

現在の扶養児童手当は、収入に応じて手当額が二段階になっているために、収入が増えても、収入と手当との合計額がかえって減ってしまうケースが生じています。今回の見直しでは、就労などで収入が増えた場合、手当を加えた総収入がなだらかに増えていくように手当額が、きめ細かく定められるようになっていきます。

所得制限の限度額と 手当額は どう変わる

現在の手当は、母と子ども一人の母子家庭を例にとると、収入が二百四万八千円未満までの場合は、全部支給額の四万二千三百七十円が支給されています。収入が二百四万八千円以上で三百万円未満までの場合は、一部支給額の二万八千三百五十円が支給されています。

今回の改正では、全部支給や一部支給を行なうときの所得制限限度額が変わり、一部支給の額が収入に応じてきめ細かく設定されています。

所得制限の限度額については、母と子ども一人の母子世帯を例にとると、収入が百三十万円未満の場合は、全部支給額が支給され、百三十万円以上で三百六十五万円未満までの場合には、一部支給額が支給されることとなります。

支給額について、全部支給額は、これまでと同じ四万二千三百七十円ですが、一部支給額は収入に応じて四万二千三百六十円から一万円までの額になります。世帯人員が異なるとこれらの限度額が変わり、実際の所得制限やそのときの手当額の決定は、収入から一定の控除を行なって計算される額（所得）に基づいて行なわれますので、一致しない場合があります。

請求者が母親の場合 所得範囲が見直しに

児童扶養手当を請求する方が母親の場合には、所得の範囲が次のとおり見直しされます（養

温かい善意に感謝

バードカービング 隼 と 川蝉 寄贈！

六月十四日、宮古市在住で日本野鳥の会宮古支部長の佐々木宏さん（六三）から、バードカービング（注）の「隼と川蝉」のオスが村（深渡宏村長）に寄贈されました。

隼は大きさ約三十七センチ、重さ、約五百グラム、川蝉は大きさ約八センチ、重さ約二十グラム、の科の木（山地に自生する、しなのき科の落葉高木）からできています。木彫りですが、本物とまちがえるような「隼と川蝉」のそっくりさんです。

六月十四日、宮古市在住で日本野鳥の会宮古支部長の佐々木宏さん（六三）から、バードカービング（注）の「隼と川蝉」のオスが村（深渡宏村長）に寄贈されました。

深渡村長は「素晴らしい隼と川蝉です。ご厚意に感謝し、大切に活用させていただきます」と話していました。

佐々木宏さんは、バードカービング同好会の会長や環境省の環境力ウンセラーとしても活躍していますが、各地区の小学校



寄贈された隼と川蝉に見入る深渡村長（左）。右はバードカービングを贈った佐々木さん

佐々木さんは、「以前から隼と川蝉を贈りたいと考えていました。村の自然体験学習施設に展示してご利用ください」と深渡村長に手渡しました。佐々木さんは、平成六年に村自然体験学習施設が完成したおり、バードカービングのウミネコや川蝉などの鳥を村に納入しています。

などを訪ね情報教育にと、鳥の話をする学習会を開いたりもしています。

佐々木さんの温かいご厚意に感謝申し上げます。

※（注）バードカービングとは、実物大で実物の色を出して製作することをいいます。